

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	二
○規則の形式を左横書きに改正する規則	(県政情報・文書課)	四
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(財 政 課)	五
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	五
○市町村振興資金貸付基金条例施行規則	(市町村課)	七
○公営企業安定化資金貸付規則の一部を改正する規則	(同)	一八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(デジタルみやぎ推進課)	二五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	二五
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	二六
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二六
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二六
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二六
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(同)	二六

等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二七
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(子育て社会推進課)	二七
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二七
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	(子ども・家庭支援課)	二八
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	二九
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二九
○指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二九
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二九
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三〇
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課)	三〇
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	三三
○証紙規則を廃止する規則	(出納管理課)	三五
訓 令 甲		
○技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	三七
○訓令の形式を左横書きに改正する訓令	(県政情報・文書課)	四八
告 示		
○告示の形式を左横書きに改正する告示	(県政情報・文書課)	四九
議 会		
○宮城県議会会議規則の一部を改正する規則		五〇
○宮城県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則		五〇
○情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例施行規程		五一

○宮城県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令		五三	職員等の旅費支給規則（昭和三十五年宮城県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。 本則に次の五条を加える。 （国内旅行甲地方の範囲） 第十三条 条例別表第一第一号の表備考に規定する「知事が規則で定めるもの」は、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都特別区、神奈川県横浜、川崎市及び相模原市、愛知県名古屋、京都府京都市、大阪府大阪市及び堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市並びに福岡県福岡市とする。 （外国旅行指定都市の範囲） 第十四条 条例別表第二第一号の表備考第一号に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。 （外国旅行に係る地域の定義） 第十五条 条例別表第二第一号の表備考第一号に規定する次の各号に掲げる地域として知事が規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。 一 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く）を除く）。 二 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む）。 三 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ 四 アジア地域（本邦を除く） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ 五 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ 六 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除
教育委員会			
○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則		五四	
○宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		五六	
人事委員会			
○人事委員会規則一四（人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則）		五六	
○人事委員会規則八五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則		五七	
○人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則		五八	
○人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令		五八	
○人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示		五九	
○人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示		五九	
○人事委員会告示の形式を左横書きに改正する告示		五九	
労働委員会			
○宮城県労働委員会規則の形式を左横書きに改正する規則		六〇	
○宮城県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令		六一	
○宮城県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示		六一	
規則			
職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月二十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩			
○宮城県規則第六十号 職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則			

く。

七 アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

八 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

（外国旅行甲地方の範囲）

第十六条 条例別表第二一号の表備考第一号に規定する甲地方は、前条第一号から第三号までに定める地域のうち第十四条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コンボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

（外国旅行丙地方の範囲）

第十七条 条例別表第二一号の表備考第一号に規定する丙地方は、第十五条第四号、第五号、第七号及び第八号に定める地域のうち第十四条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

別表第一（その一）中

3級	4級 3級の21号係以上	4級の65号係以上
特2級の21号係以上 2級の49号係以上	3級の5号係から20号係まで 特2級の21号係以上 2級の61号係以上	
特2級の20号係以下 2級の37号係から48号係まで	3級の4号係以下 特2級の20号係以下 2級の45号係から60号係まで	3級

を

3級

4級の9号係以上

4級の49号係以上

に

特2級の9号係以上
2級の49号係以上

3級の8号係以下
特2級の9号係以上
2級の61号係以上

特2級の8号係以下
2級の37号係から48号係まで

特2級の8号係以下
2級の45号係から60号係まで

3級

2級の13号係以上

2級の12号係以下

5級の13号係以上

5級の21号係以上

を

1級

5級の12号係以下
4級3級の25号係以上

5級の20号係以下
4級3級の25号係以上

3級の24号係以下
2級の17号係以上

3級の24号係以下
2級の25号係以上

2級

5級の5号係以上

5級の13号係以上

に定める。

1級

5級の4号係以下
4級3級の21号係以上

5級の12号係以下
4級3級の21号係以上

3級の20号係以下
2級の17号係以上

3級の20号係以下
2級の25号係以上

別表第一（その二）中「特定業務等従事任期付職員（任期付職員条例第2条の2の規定により採用された職員）及び任期付短時間勤務職員（任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する旅行及び施行日前に発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

規則の形式を左横書きに改正する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三号）を除く。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット

十二 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切る）とともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
十三 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十四 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十五 上欄	左欄
十六 下欄	右欄
十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十八 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十九 読点として表記する「・」	「、」

2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「百九十二の項」の下に「から百九十四の項まで」を加え、「ために」を「ため、」に改め、「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加える。

附 則

この規則は、令和七年五月二十三日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の九の見出しを「環境性能割の減免申請書の添付書類等」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 減免条例第七条第一項第四号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第七項の申請をする者は、運転免許証の写しの提出をもつて当該運転免許証の提示に代えることができる。

第五十六条の四の見出しを「種別割の減免申請書の添付書類等」に改め、同条第七項中「第五十五条の九第三項」を「第五十五条の九第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第五十五条の九第四項」を「第五十五条の九第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第五十五条の九第三項の規定は、減免条例第七条の四第一項の規定に該当する場合における減免条例第九条第七項の申請をする者が行う運転免許証の提示について準用する。

様式第二百二十三号の三（その二）を次のように改める。

様式第123号の3（その2）

自 動 車 税 等 減 免 申 請 書																				
宮城県		県税事務所長 殿										年 月 日								
県税減免条例第7条第1項第4号、第7条の4第1項の規定によつて自動車税（軽自動車税環境性能割）を減免されるよう申請します。																				
① 減 免 申 請 に 係 る 自 動 車	自 動 車 登 録 号 (車 両) の 番 号		宮 宮 城 仙 台		自 動 車 の 自 取 得 年 月 日		年 月 日													
	前 使 用 の 自 動 車 の 番 号		宮 宮 城 仙 台		前 使 用 車 の 減 免 の 有 無 等		有 年 月 日 抹消・移転 無													
	納(申 税 義 請 務 者)		住 所		〒		電話													
			氏 名		(身体障害者等との関係) 本人・家族 ()															
	個 人 番 号																		減免対象年度の4月1日（午前0時現在）に減免を受けようとする 自動車に所有している方は個人番号を記入してください。	
	主 たる 定 置 場																			
	使 用 目 的																			1 通学(園) 2 通院 3 通所 4 生業 (通学(園)・通院・通所・勤務先)
	自 動 車 税 (軽自動車税) 環境性能割		年 度		年度		自 動 車 税 種 別 割		年 度		年度									
	自動車の構造又は 設備の概要及び要 した費用		構造又は 設 備		費 用		税 額		円		減 免 上 限		円		減 免 後 納 付 額		円			
	手 帳 等		種 類 及 び 号		1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳 宮城・仙台・() 第 号															
交付年月日		年 月 日																		
障害の程度																				
障 害 名																				
②身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者		住 所		納税義務者と同じ（異なる場合に記入）																
		氏 名		納税義務者と同じ（異なる場合に記入）																
		生 年 月 日		年 月 日生 歳																
③		住 所		納税義務者と同じ（異なる場合に記入）																
		氏 名		納税義務者と同じ（異なる場合に記入）																
		生 年 月 日		年 月 日生																
身体障害者等との関係		本人・常時介護者 家族 ()																		
運 転 免 許 証 ※		交付年月日		年 月 日																
		有 効 期 限		年 月 日																
種 類 及 び 件 条		普通・中型・大型・その他 ()																		

※免許情報記録個人番号カードを提示する場合は、特定免許情報のうち該当する事項を記入してください。なお、交付年月日欄には運転免許の年月日を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

市町村振興資金貸付基金条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

市町村振興資金貸付基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、市町村振興資金貸付基金条例（令和七年宮城県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(事業の範囲等)

第三条 条例第三条第二項に規定する事業の範囲等は、次の表のとおりとする。

事業の区分	事業の範囲	貸付要件	貸付対象団体
公共施設等の整備のため必要な事業	一 農道、林道、漁港等農林水産施設の整備事業 二 集会所、コミュニティ施設等の文教施設の整備事業 三 保育所等の児童福祉施設の整備事業 四 ごみ処理施設等の生活環境施設の整備事業 五 消防施設の整備事業 六 観光施設の整備事業 七 前各号に掲げるもののほか、		市町村等

公共施設等の整備のため、知事が必要と認める事業

過疎地域の振興のため必要な事業

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下この項において「法」という。）第十四条第一項各号に掲げる施設の整備事業及び同条第二項の規定により地方債をもってその財源とすることができる事業

過疎地域の市町村（法第二条第二項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）が行う当該過疎地域の市町村の区域（法第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域をその区域に含む過疎地域の市町村にあつては、当該過疎地域とみなされる区域）の振興のための事業であること。

辺地の振興のため必要な事業

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項各号に掲げる公共的施設の整備事業

辺地を包括する市町村が行う辺地の振興のための事業であること。

その他知事が適当と認める事業

一 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に掲げる地方債をもってその財源とすることができる事業
二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により地方債をもってその財源とすることができる事業

知事が別に定める。

市町村等

(貸付条件)

第四条 条例第四条第一項第一号に規定する知事が定める利率は、次の各号に定める事業の区分に応じ、当該各号に定める利率によるものとする。

一 公共施設等の整備のため必要な事業 貸付決定の日における財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定により財政融資資金が地方債に運用される場合の貸付利率（その貸付に係る償還方法、償還期間及び据置期間に対応する利率。以下この項において「財政融資資金の貸付利率」という。）に二分の一を乗じて得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率とし、当該率が年〇・〇一パーセント未満であるときは、知事

が定める利率とする。

二 過疎地域の振興のため必要な事業 財政融資資金の貸付利率に四分の一を乗じて得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率とし、当該率が年〇・〇一パーセント未満であるときは、知事が定める利率とする。）

三 辺地の振興のため必要な事業 財政融資資金の貸付利率に四分の一を乗じて得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率とし、当該率が年〇・〇一パーセント未満であるときは、知事が定める利率とする。）

四 その他知事が適当と認める事業 財政融資資金の貸付利率に四分の一を乗じて得た率の範囲内で知事が定める利率

2 条例第四条第一項第二号に規定する知事が定める期間は、十年とする。ただし、考慮すべき事情がある場合は、十年を超えて知事が別に定める期間とする。

3 条例第四条第二項に規定する基金の設置目的を達成するために必要な貸付条件は、次に掲げるところによる。

一 利子を付する期間 貸付金の交付日の翌日から償還の日までとし、貸付金の繰上償還を行ったときは、当該繰上償還の日までとする。

二 償還期日 毎年八月一日及び二月一日とする。ただし、償還期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

三 貸付方法 証書貸付けとする。

4 前項に定めるもののほか、基金の設置目的を達成するために必要な貸付条件は、知事が別に定める。

（貸付申請）

第五条 公共施設等の整備のため必要な事業、過疎地域の振興のため必要な事業又は辺地の振興のため必要な事業に係る市町村振興資金の貸付けを受けようとする市町村等は、知事が別に定める期日までに、市町村振興資金借入申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書（様式第二号）

二 普通会計財政状況調査書（様式第三号）

三 償還計画表（様式第四号）

四 その他知事が必要と認める書類

2 その他知事が適当と認める事業に係る市町村振興資金の貸付けを受けようとする市町村等は、知

事が別に定める期日までに、前項の申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第六条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付けを行うことが適当と認めたときは、市町村振興資金の貸付けを決定するものとする。

2 知事は前項の決定をしたときは、速やかに、市町村振興資金貸付決定通知書（様式第五号）により貸付申請をした市町村等に通知するものとする。

（貸付金の交付申請）

第七条 前条第二項の貸付決定の通知を受けた市町村等は、貸付金の交付を受けようとするときは、市町村振興資金貸付金交付申請書（様式第六号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（貸付金の交付の決定）

第八条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金の交付を行うことが適当と認めたときは、貸付金を交付するものとする。

2 市町村等は、前項の規定により貸付金の交付を受けるときは、市町村振興資金借用証書（様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第九条 公共施設等の整備のため必要な事業、過疎地域の振興のため必要な事業又は辺地の振興のため必要な事業に係る市町村振興資金の貸付けを受けた市町村等は、貸付けの対象となった事業の実施状況について、第六条第一項の規定による貸付決定があった日の属する年度の翌年度の五月三十一日までに市町村振興資金事業実績報告書（様式第八号）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 その他知事が適当と認める事業に係る市町村振興資金の貸付けを受けた市町村等は、貸付けの対象となった事業の実施状況について、知事が別に定める日までに、知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

（実施状況調査等）

第十条 知事は、必要と認めるときは、市町村振興資金の貸付けを受けた市町村等（以下「借入市町村等」という。）に対し、貸付けの対象となった事業の実施状況等について必要な資料の提出を求め、又は職員をして調査をさせることができる。

（違約金）

第十一条 知事は、借入市町村等が償還期日までに貸付金及びその利子の償還をしなかった場合は、

当該償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還金額に年十パーセントの割合を乗じて計算した違約金を徴収するものとする。

(繰上償還)

第十二条 借入市町村等が、貸付金の全部又は一部について繰上償還を行おうとするときは、あらかじめ市町村振興資金繰上償還申請書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において繰上償還に応じることを決定したときは、当該市町村等に対し、繰上償還を行わせようとする日の十日前までに、その旨を通知するものとする。

3 知事は、借入市町村等が貸付金を目的外に使用したとき又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部について繰上償還を行わせることができる。

(償還の猶予)

第十三条 知事は、借入市町村等が災害その他特別の理由により貸付金及びその利子を償還することが著しく困難な場合等特に必要と認めるときは、償還期日の到来していない貸付金及びその利子の償還を猶予することができる。

2 前項の規定により貸付金及びその利子の償還の猶予を受けようとする市町村等は、市町村振興資金償還猶予申請書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、償還の猶予が適当と認めたとときは、貸付金の償還の猶予を決定するものとする。

4 知事は、前項の決定をしたときは、速やかに、その旨を償還猶予の申請をした市町村等に通知するものとする。

(台帳の備付け)

第十四条 借入市町村等は、市町村振興資金借入台帳(様式第十一号)を備え付けなければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市町村振興資金貸付規則の廃止)

2 市町村振興資金貸付規則(昭和五十二年宮城県規則第三号。次項において「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則の規定により貸付けを行った令和六年度以前の旧規則第一条に規定する一般公共施設整備

事業等貸付金、過疎地域振興事業貸付金及び辺地振興事業貸付金については、なお従前の例による。

様式第1号 (第5条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村等の長

年度市町村振興資金借入申請書

市町村振興資金を下記のとおり借り入れたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

事業の区分	借入申請額 千円	借入の目的
計		

様式第2号 (第5条関係)

事業計画書

(単位：千円)

事業の区分		団 体 名		施 行 事 業 名					
施	起工年度 全体計画 完工年度	前 年 度 ま で 施 行 済		本 年		次 年		度 以 降	
	工 事 内 容	単 価	金 額	工 事 内 容	単 価	金 額	工 事 内 容	単 価	金 額
行 事 業	計								
同 上	国 庫 支 出 金								
	県 支 出 金								
	分 担 金 そ の 他								
	一 般 財 源								
	起 債								
	市 町 村 振 興 資 金								
財 源	計								
事業計画書の概要									
1 事業の名称及び施行地									
2 事業施行を必要とする理由及び事業効果									
3 事業計画の内容									
4 着手時期及び完成又は完成予定時期									

(注) 1 事業の区分別及び事業別に作成すること。
2 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第1項の規定による地方債の協議において、起債計画書を提出している場合は、起債計画書をもって代えることができる。

様式第3号（第5条関係）

普通会計財政状況調書

（単位：千円、％）

区 分		前年度決算額 A	本年度決算見込額 B	B - A C	C / A
歳 入	1 地方税				
	2 地方譲与税				
	3 各種交付金				
	4 地方交付税				
	(1)普通交付税				
	(2)特別交付税				
	(3)震災復興特別交付税				
	5 分担金及び負担金				
	6 使用料				
	7 手数料				
	8 国庫支出金				
	9 都道府県支出金				
	10 財産収入				
	11 寄附金				
	12 繰入金				
	うち基金取崩額				
歳 出	13 繰越金				
	14 諸収入				
	15 地方債				
	16 その他				
	計				
	1 人件費				
	2 物件費				
	3 維持補修費				
	4 扶助費				
	5 補助費等				
	6 普通建設事業費				
	7 災害復旧事業費				
	8 失業対策事業費				
	9 公債費				
	10 積立金				
	11 投資及び出資金				
	12 貸付金				
	13 繰出金				
	14 前年度繰上充用金				
	計				
歳 入 歳 出 差 引 額					
翌年度に繰り越すべき財源					
実 質 収 支					

基金の状況

（単位：千円）

	前年度末残高	本年度借入 申請時残高	本年度末 残高見込額
財 政 調 整 基 金			
減 債 基 金			
その他特定目的基金			
計			

実質公債費比率の状況

（単位：％）

前々々年度	
前々年度	
前年度	
3ヶ年平均	

様式第4号（第5条関係）

償 還 計 画 表

事 業 の 区 分				借 入 金 額		千円	
				借 入 年 月 日		年 月 日	
年度	区分	元 利 金 支 払 期 日	未 償 還 元 金	償 還 予 定 額			
				元 金	利 子	計	
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					
	年度	年 月 日					
		年 月 日					

（注）事業の区分ごとに作成すること。

様式第5号（第6条関係）

番 号
年 月 日

市町村等の長 殿

宮城県知事 印

市町村振興資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった市町村振興資金については、次の条件を付して貸し付けることを決定したので通知します。

記

事業の区分	貸付金額	(区分)	(金額)	千円
		(区分)	(金額)	千円
貸 付 利 率				
貸 付 期 間			年度以降	年間
償 還 方 法				
償 還 期 日			毎年8月1日及び2月1日	
違 約 金			年10パーセント	
そ の 他 の 貸 付 条 件			資金の用途、償還等については、市町村振興資金貸付基金条例施行規則その他知事の定めるところによる。	

様式第6号（第7条関係）

宮城県知事

殿

市町村等の長

年度市町村振興資金貸付金交付申請書

市町村振興資金を下記のとおり交付願いたく、別紙書類を添えて申請します。

記

事業の区分	交付申請額	市町村振興資金の交付を受け る市金融機関名及び口座番号
計	千円	

様式第7号 (第8条関係)

市町村振興資金借用証書

金 円也

1 借入金額の内訳及び利率

事業の区分	市 町 村 振 興 資 金 の 使 途	借入金額	利 率
		千円	%
計			

2 元利金の支払方法及び期日

先に提出した償還計画表のとおり支払います。なお、毎期日に元利金の全部又は一部の支払いを延滞した場合は、延滞金額につき年10パーセントの割合による違約金を支払います。

3 元利金の支払い場所

貴県の指定する金融機関の店舗

4 その他

この借入金の管理、運用、償還等に関しては、市町村振興資金貸付基金条例施行規則の関係各条項に従います。

年 月 日

宮城県知事

殿

市町村等の長

様式第 8 号 (第 9 条関係)

市 町 村 振 興 資 金 事 業 実 績 報 告 書

(単位：千円)

事 業 の 区 分		団 体 名		差 引		事 業 名 の 度 へ ち の 額	摘 要
子	算 額	実 施	単 価	(A) - (B)	(C)		
事 業 内 容	単 価	金 額 (A)	事 業 内 容	単 価	金 額 (B)	(C) の 度 へ ち の 額 繰 上 げ	
財 源 内 訳	計						(1) 着工 年 月 日
	国 庫 支 出 金						(2) 完成 年 月 日
	県 支 担 金 出 金						(3) 市町村振興資金借入年月日
	分 担 金 所 財 源						(4) 経費の支出状況
	一 般 財 源						(イ) 前払金 千円
	起 債						(ロ) 出来高払 千円
	市 町 村 振 興 資 金						(ハ) 概算払 千円
	計						(ニ) 精算額 千円
							(五) その他 千円

上記のとおり実施しましたから報告します。
年 月 日
宮城県知事 殿
市町村等の長

(注) 事業別に作成すること。

様式第9号 (第12条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村等の長

市町村振興資金繰上償還申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった市町村振興資金について、下記のとおり繰上償還を行いたいので申請します。

記

事業の区分	資金の年度区分	借入年月日	当初借入額	現 在 額	繰上償還額	繰上償還期日
	年度	年 月 日	円	円	円	年 月 日
計						

繰上償還の理由

様式第10号 (第13条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村等の長

市町村振興資金償還猶予申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった市町村振興資金について、下記のとおり償還の猶予を申請します。

記

事業の区分	
未償還の資金の額	
猶予を受けようとする額	
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする事由	
今後の償還計画	

に改め、同条第三項中「公営企業安定化資金償還猶予承認書」に改め、同条を第十一条とする。
第十三条第一項中「公営企業安定化資金」を「水道高料金対策資金」に、「第六条」を「第五条」に改め、同条を第十二条とする。
第十四条中「公営企業安定化資金借入台帳」を「水道高料金対策資金借入台帳」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。
別表中「(第四条関係)」を「(第三条関係)」に改め、

資金の種類	貸付対象	貸付金額
水道高料金 対策資金	高水準の料金設定を せざるを得ない上水 道事業を行う市町村 等で別に定めるもの	別に定める額を限度 として、一般会計か ら上水道事業会計へ 繰り出す資金として 必要な額
公営企業経 営健全化資 金	前年度決算において 不良債務又は累積欠 損金を有する企業又 は経営状況が悪化し 経営基盤が不安定な 企業で、当該企業の 経営の健全化を推進 しつつ経営基盤の強 化を図るため、別に 定める経営健全化計 画を策定するもの	経営健全化計画に基 づき、不良債務又は 累積欠損金の計画的 解消を図り、経営健 全化に資するために 当該企業が必要な額

を

貸付対象	貸付金額
高水準の料金設定を せざるを得ない上水 道事業を行う市町村 等で別に定めるもの	別に定める額を限度 として、一般会計か ら上水道事業会計へ 繰り出す資金として 必要な額

に改める。

様式第一号から様式第十号までを次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村等の長

水道高料金対策資金借入申請書

次のとおり 年度水道高料金対策資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付申請額

_____ 千円

2 借入れの目的 (具体的に)

様式第2号 (第5条関係)

番 号
年 月 日

市町村等の長 殿

宮城県知事

印

水道高料金対策資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった水道高料金対策資金については、次の条件を付して貸し付けることを決定したので通知します。

記

貸 付 金 額	(金額) 千円
貸 付 利 率	無利子
貸 付 期 間	年度以降 年間 (据置期間なし)
償 還 方 法	元金均等半年賦償還
償 還 期 日	毎年8月1日及び2月1日
違 約 金	年10パーセント
そ の 他 の 貸 付 条 件	資金の用途、償還等については、水道高料金対策資金貸付規則その他知事の定めるところによる。

様式第3号 (第6条関係)

号
日
月
年

宮城県知事 殿

市町村等の長

水道高料金対策資金貸付金交付申請書

上記資金を下記のとおり交付願いたく別紙書類を添えて申請します。

記

貸 付 金 額	(金額)	千円
元 金 の 支 払 方 法	別紙「償還計画表」のとおり	
資金の交付を受けようとする方法	直接払・隔地払・口座振替払 (該当項目に○を付してください。) ※口座振替払の場合 金融機関名 () 口座番号 ()	

様式第4号 (第6条関係)

表 面 計 還 償

借入金額	千円
借入年月日	年 月 日

[illegible]

様式第 5 号 (第 7 条関係)

水道高料金対策資金借用証書

金 円也

上記金額を本日次の条件で借用しました。

1 利率及び償還期限

利 率	償 還 期 限
無利子	年 月 日

2 元金の支払方法及び期日

先に提出した償還計画表のとおり支払います。

なお、毎期日に元金の全部又は一部の支払を延滞した場合は、延滞金額につき年

1 0 パーセントの割合による違約金を支払います。

3 元金の支払場所

貴県の指定する金融機関の店舗

4 その他

この借入金の管理、運用、償還等に関しては、水道高料金対策資金貸付規則の関係各条項に従います。

年 月 日

宮城県知事 殿

市町村等の長

様式第 6 号 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村等の長

水道高料金対策資金貸付事業計画変更承認申請書

年 月 日 第 号の申請に係る水道高料金対策資金貸付事業の事業計画を下記のとおり変更したので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

(注) 変更の内容は別紙とし、水道高料金対策資金貸付規則第 4 条の申請書の添付書類について変更後の計画を黒書きし、既定計画を朱書きする。

様式第7号 (第10条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村等の長

水道高料金対策資金繰上償還申請書

年 月 日付け宮城県指令第 号で決定のあった水道高料金対策資金について、別紙償還計画変更調書のとおり繰り上げて償還したいので申請します。

記

資金の年 度 区	借入年月日	当初借入額	現在額	繰上償還額	繰上償還期日
年度	年 月 日	円	円	円	年 月 日

繰上償還の理由

様式第8号 (第11条関係)

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村等の長

水道高料金対策資金償還猶予申請書

年 月 日付け宮城県指令第 号で決定のあった水道高料金対策資金について、下記のとおり償還の猶予を申請します。

記

未償還の資金の額	
猶予を受けようとする額	
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする事由	
今後の償還計画	別紙「償還計画変更（繰上）調書」のとおり

別紙

償還計画変更（繰上）調書

（単位：円）

償 還 年 度	支 払 月	当 初 償 還 計 画 表		変 更 償 還 計 画 表	
		未償還元金	償 還 元 金	未償還元金	償 還 元 金
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				
年度	年 月				
	年 月				
	年 月				

様式第9号（第11条関係）

番 号
年 月 日

市町村等の長 殿

宮城県知事 印

水道高料金対策資金償還猶予承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、下記のとおり償還の猶予を承認します。

記

未償還の資金の額	円
償還猶予承認額	円
償還猶予承認期間	年 月 日から 年 月 日まで

第五条から第七条までを削る。

第八条の前の見出しを削り、同条中「規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の」を削り、「当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める」を「生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に係る奨励費の支弁に関する」に改め、同条各号を削り、同条を第五条とし、同条に見出しとして「(条例別表第三に定める情報)」を付す。

第九条を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の改正規定（別表第二の一の項）を「別表第二に改める部分に限る。」並びに第五条から第七条までを削る改正規定並びに第八条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条各号を削り、同条を第五条とする改正規定及び同条に見出しを付する改正規定並びに第九条を削る改正規定 公布の日

二 第三条第一項から第四項までを削る改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第一項とし、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定及び同項を同条第二項とし、同条第八項から第十項までを削る改正規定並びに第四条の改正規定（同条第一号中「生活保護法」の下に「昭和二十五年法律第百四十四号」）を加える部分に限る。 令和七年六月十五日

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号及び第八項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第二項中「(附則第二十項で準用する場合を含む。)」を削る。

附則第三項から第二十項までを削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三項から第二十項までを削る改正規定は、公布の日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十項第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第四十二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項第四号、第百三十六条第一項第三号並びに第百四十一条第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第百六十四条第二項第二号イ中「の利用者の数」の下に「に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第百六十四条第二項第二号イの改正規定は、公布の日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十二号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項第四号、第百十八条第一項第三号並びに第百二十三条第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第百八十二条第一項中「第百七条において」を「第百七条第一項において」に、「第百七十八条第

二号」を「第百七十八条第一号中「条例」とあるのは「条例第百七条第一項において準用する条例」と、同条第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第百八十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年宮城県規則第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
令和七年三月二十一日

○宮城県規則第七十五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年宮城県条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策)

第二条 一時保護施設は、条例第六条第一項に規定する計画について、当該一時保護施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該一時保護施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第六条に定めるもののほか、一時保護施設は、非常災害に備えるため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の施設等との連携及び協力の体制の整備
- 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(業務継続計画の策定等)

第三条 一時保護施設は、感染症又は非常災害が発生した場合に、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第四条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(衛生管理等)

第五条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第六条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、知事又は児童相談所長に報告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(関係機関との連携)

第七条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第八条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第九条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(電磁的記録)

第十条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則

則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号及び第六項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第三項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正

する。

別表第一第一号の表に次のように加える。

フォークリフト

一時間につき 一、〇〇〇円

別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中「五、七〇〇円」を「六、五〇〇円」に改め、同表材料加工関連機器の項中

マイクロビッカース硬度計

一時間につき 七〇〇円

レーザー回折散乱式粒度分布測定装置

一時間につき 一、二〇〇円

微小硬度計

一時間につき 七〇〇円

粒度分布測定器

一時間につき 一、六〇〇円

表電子・情報関連機器の項中

超低温恒温恒湿槽

一時間につき 五〇〇円

酸化・拡散炉

一時間につき 二、五〇〇円

スパッタ装置

一時間につき 一、二〇〇円

超低温恒温恒湿槽

一時間につき 五〇〇円

スパッタ装置

一時間につき 一、二〇〇円

顕微鏡式薄膜測定装置

一時間につき 六〇〇円

触針式段差計

一時間につき 六五〇円

TDR装置

一時間につき 七〇〇円

を

に、

を

に改め、同

を

「 スピコンクター 熱ナノインプリント装置 一時間につき 一、五〇〇円 」	「 スピコンクター 高性能信号発生器 リアルタイムスペクトラムアナライザ（Ⅰ） 熱ナノインプリント装置 一時間につき 一、五〇〇円 」	「 BCI試験システム 車載機器用伝導エミッション測定装置 車載機器用放射エミッション測定装置 電磁界可視化システム 一時間につき 二、〇〇〇円 」	「 BCI試験システム 静電気放電イミューニティ試験装置Ⅱ 車載機器用伝導エミッション測定装置 車載機器用放射エミッション測定装置 一時間につき 二、〇〇〇円 」	「 顕微鏡式薄膜測定装置 測定機能付精密電流・電圧源（ソースメータ） 一時間につき 六〇〇円 」	「 測定機能付精密電流・電圧源（ソースメータ） 一時間につき 六〇〇円 」
に改め、同	を	に、	を	に、	
「 サイレントカッター 卓上型万能高速カッター・ミキサー 一時間につき 五〇〇円 」	「 サイレントカッター 採肉機 卓上型万能高速カッター・ミキサー 一時間につき 五〇〇円 」	「 飽和蒸気調理機 蛍光マイクロプレートリーダー 一時間につき 一、一〇〇円 」	「 飽和蒸気調理機 官能評価装置付ガスクロマトグラフ質量分析装置 蛍光マイクロプレートリーダー 一時間につき 一、一〇〇円 」	「 減菌用オートクレーブ 味評価装置 一時間につき 一、四〇〇円 」	「 減菌用オートクレーブ ケミルミネッセンスアナライザ 味評価装置 一時間につき 一、四〇〇円 」
に、	を	に、	を	に、	を

表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

食品脱水機	一時間につき	五〇〇円
魚体処理機	一時間につき	五〇〇円
腸詰機	一時間につき	五〇〇円
食品脱水機	一時間につき	五〇〇円
腸詰機	一時間につき	五〇〇円
吸光マイクロプレートリーダー	一時間につき	四五〇円
マイクロプレートウォッシャー	一時間につき	二〇〇円
水分活性測定装置	一時間につき	五〇〇円
吸光マイクロプレートリーダー	一時間につき	四五〇円
水分活性測定装置	一時間につき	五〇〇円
微小部蛍光X線分析装置(μ-XRF)	一時間につき	三、〇〇〇円
炭素・硫黄同時分析装置	一時間につき	一、八〇〇円
熱分析システム(TG/DTA、DSC、TMA、DMA)	一時間につき	一、一〇〇円
微小部蛍光X線分析装置(μ-XRF)	一時間につき	三、〇〇〇円
熱分析システム(TG/DTA、DSC、TMA、DMA)	一時間につき	一、一〇〇円

に、

を

に改め、同

を

に、

を

レオメーター(MCR302)	一時間につき	一、九〇〇円
DNAシークエンサ	一時間につき	三、六〇〇円
遺伝情報解析ソフトウェア	一時間につき	一五〇円
PCRサーマルサイクラ	一時間につき	二〇〇円
レオメーター(MCR302)	一時間につき	一、九〇〇円
PCRサーマルサイクラ	一時間につき	二〇〇円

に改める。

を

別表第二第一号の表食品分析の項中

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成十二年宮城県規則第四百十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第十六条中「並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類」を「及び特定書類」に改める。

第十七条第一項中「午後五時」を「正午まで及び午後一時から午後四時三十分」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 削除

様式第三号中「不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月」や「ついで不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月」に「お尋ね」をすることができず。」の「ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりますが、お尋ね」に「通知を受けた日の翌日から起算して6か月」や「処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月」に「当該審査請求について」や「審査請求」に「宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分について」や「宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県県知事となります。）」の「処分」に「お尋ね」を提起することができず。」の「ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますが、お尋ね」。

様式第四号を次のように改める。

第二条 削除

第十六条中「並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類」を「及び特定書類」に改める。

第十七条第一項中「午後五時」を「正午まで及び午後一時から午後四時三十分」に改める

様式第一号を次のように改める。

样式第1号 削除

審判官曰く「不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月」や「ついで不
 服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月」に於て「をすること
 ができます。」といふ「ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつ
 ても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりま
 す。」や三ッベ「通知を受けた日の翌日から起算して6か月」や「処分があったことを知った日の翌日
 から起算して6か月」に「当該審査請求について」や「審査請求」に「宮城県を被告として仙台
 地方裁判所にこの処分について」や「宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城
 県知事となります。）、この処分」に於て「提起することができます。」といふ「ただし、処分又は裁
 決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は判決の日の翌日
 から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。」や三ッベ

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

宅地建物取引業者名簿

免許証番号	宮城（ ）第 号	免許の年月日	年 月 日
商号又は名称			
資本金又は出資金（千円）			
代表者の氏名			
代表者就任年月日			
主たる事務所の所在地			
電話番号			

兼業の種類	所属団体	保証協会	
		社員資格取得年月日	
		営業保証金供託額	

指示又は業務停止の処分

処分の種類		処分条項	
根拠条項			
処分年月日		処分期間	

事務所・役員・政令で定める使用人に関する事項

	事務所の名称、所在地又は氏名、電話番号	役名	設置年月日 就任年月日	登録番号
事務所（主）				
役員				
政令で定める使用人				
事務所（従）				
政令で定める使用人				

様式第五号中「不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月」や「ついで不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月」は「を」をすることができず。」の「ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりす。」を加へ「通知を受けた日の翌日から起算して6か月」や「処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月」は「当該審査請求について」や「宮城県を被告として」「宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分」に「若くは」「提起することができます。」の「ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。」を加へる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行前にされた宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の免許（同条第三項の免許の更新を含む。）の申請又は同法第九条の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿については、なお従前の例による。

証紙規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

証紙規則を廃止する規則

証紙規則（昭和三十九年宮城県規則第三十三号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。
(廃止条例附則第三項の規定による還付)
2 証紙条例を廃止する等の条例（令和七年宮城県条例第三十六号。以下「廃止条例」という。）附則第三項の規定により未使用証紙を知事に返還して現金の還付を受けようとする者は、証紙返還申

請書（附則様式第一号）に未使用証紙を添えて、令和十二年九月三十日までに知事に提出しなければならない。

(廃止条例附則第四項の規定による返還等)

- 3 廃止条例附則第四項の規定により証紙を返還しようとする者（この規則による廃止前の証紙規則（以下「旧規則」という。）第九条第二項に規定する知事が特に必要と認めた売りさばき人を除く。）は、証紙返還書兼還付請求書（附則様式第二号）に返還すべき全ての証紙を添えて、知事に返還しなければならない。

- 4 知事は、前項の証紙の返還を受けたときは、当該証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）の額面金額の合計額から、旧規則第十一条第一項に規定する売りさばき手数料に相当する額（その額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を控除した額を令和八年三月三十一日までに当該返還をした者に対し、還付するものとする。この場合において、同項中「当該年度における証紙買受け代金の合計額」とあるのは「廃止条例附則第四項の規定により返還を受けた証紙の額面金額の合計額」と読み替えて計算するものとする。

- 5 廃止条例附則第四項の規定により証紙を返還しようとする者（旧規則第九条第二項に規定する知事が特に必要と認めた売りさばき人に限る。）は、証紙返還書（附則様式第三号）に返還すべき全ての証紙を添えて、知事に返還しなければならない。

(証紙規則の廃止に伴う経過措置)

- 6 廃止条例附則第二項の規定によりなお従前の例により使用することができる証紙については、旧規則第三条から第五条まで、第十九条及び第二十条の規定は、なおその効力を有する。
7 旧規則第十一条及び第十三条の規定は、令和七年度の報告に係る手数料の交付までの間は、なおその効力を有する。

- 8 旧規則第十四条第一項の規定は、令和十二年九月三十日までの間は、なおその効力を有する。

附則様式第 1 号 (附則第 2 項関係)

宮城県知事 殿

年 月 日

住所
氏名
電話

証 紙 返 還 申 請 書

証紙条例を廃止する等の条例 (令和 7 年宮城県条例第36号) 附則第 3 項の規定により、未使用証紙を返還しますので、同項の規定により還付されるよう申請します。

券種類	区 分	枚 数	金 額	備 考
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	円券	枚	円	
	計		枚	円

【振込先】

金融機関名

本店・支店

預金種別

当座・普通

口座名義人

ヨミガナ

※口座を確認できる書類 (通帳の写し等) を添付してください。

附則様式第 2 号 (附則第 3 項関係)

宮城県知事 殿

年 月 日

申請者 (売りさばき人)
所在地
名 称
代表者 職・氏名
電 話

証 紙 返 還 書 兼 還 付 請 求 書

証紙条例を廃止する等の条例 (令和 7 年宮城県条例第36号) 附則第 4 項の規定により、保有する証紙を返還しますので、同項の規定により還付されるよう請求します。
なお、この返還に係るもの以外の証紙は保有していません。

還付請求額

金 円

(内訳)

券種類	区 分	枚 数	金 額	手数料に相当する額	差引現金
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	円券	枚	円		
	計		枚	(a)	(b)

【振込先】

金融機関名

本店・支店

預金種別

当座・普通

口座名義人

ヨミガナ

※算出した手数料相当額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※口座を確認できる書類 (通帳の写し等) を添付してください。

附則様式第3号（附則第5項関係）

宮城県知事

殿

年 月 日

申請者（売りさばき人）
所在地
名 称
代表者 職・氏名
電 話

証 紙 返 還 書

証紙条例を廃止する等の条例（令和7年宮城県条例第36号）附則第4項の規定により、保有する証紙を下記のとおり返還します。
なお、この返還に係るもの以外の証紙は保有していません。

券種類区分	枚 数	金 額	備 考
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
円券	枚	円	
計	枚	円	

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

給 料 表

職員 の 区分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	187,200	229,600	249,600	282,700	310,500
	2	188,900	230,400	250,700	283,400	311,900
	3	190,600	231,200	251,700	284,100	313,200
	4	192,400	232,000	252,800	284,800	314,500
	5	194,100	232,700	253,800	285,400	315,600
	6	195,800	233,500	255,000	286,000	316,800
	7	197,400	234,300	256,100	286,600	318,000
	8	199,000	235,100	257,100	287,200	319,100
	9	200,600	235,900	258,200	287,700	320,200
	10	202,100	236,600	259,200	288,400	321,300
	11	203,600	237,300	260,100	289,000	322,400
	12	205,100	238,000	260,600	289,500	323,500
	13	206,600	238,700	261,200	289,900	324,500
	14	208,000	239,300	261,600	290,500	325,600
	15	209,600	239,900	262,000	291,000	326,700
	16	211,100	240,500	262,500	291,500	327,900
	17	212,700	241,200	263,000	291,800	329,000
	18	214,100	241,800	263,600	292,300	330,000
	19	215,500	242,400	264,100	292,700	331,100
	20	217,000	242,900	264,700	293,100	332,100
	21	218,400	243,400	265,500	293,500	333,100
	22	219,500	243,900	266,100	293,900	334,100
	23	220,600	244,400	266,700	294,300	335,100
	24	221,700	244,900	267,600	294,700	336,100
	25	222,700	245,400	268,300	295,100	337,100
	26	223,600	245,900	269,000	295,500	338,000
	27	224,500	246,300	269,600	295,900	339,100
	28	225,400	246,800	270,400	296,300	340,200
	29	226,300	247,400	271,200	296,700	341,200
	30	227,100	247,900	271,900	297,200	342,200
	31	227,900	248,400	272,600	297,700	343,200
	32	228,800	248,800	273,300	298,300	344,100
	33	229,600	249,200	274,300	298,800	345,000
	34	230,300	249,700	274,700	299,300	345,900
	35	231,000	250,200	275,400	299,800	346,800
	36	231,700	250,600	276,100	300,300	347,700
	37	232,400	251,000	276,800	300,800	348,600
	38	233,000	251,500	277,500	301,500	349,600
	39	233,600	252,000	278,200	302,100	350,600
	40	234,200	252,400	278,900	302,800	351,500
	41	234,900	252,800	279,200	303,400	352,400
	42	235,400	253,400	279,800	304,000	353,300
	43	235,900	253,900	280,300	304,600	354,300

定年 前再 任用 短時 間職 員以 外の 職員	44	236,400	254,300	280,900	305,100	355,100
	45	236,900	254,700	281,300	305,600	355,900
	46	237,300	255,100	281,800	306,200	356,700
	47	237,700	255,500	282,200	306,800	357,500
	48	238,100	255,900	282,800	307,400	358,200
	49	238,500	256,300	283,100	308,000	358,900
	50	238,800	256,700	283,800	308,700	359,700
	51	239,100	257,100	284,000	309,400	360,500
	52	239,400	257,500	284,500	310,100	361,100
	53	239,700	257,900	284,900	310,800	361,800
	54	240,000	258,300	285,400	311,500	362,400
	55	240,300	258,700	285,900	312,200	363,100
	56	240,600	259,100	286,400	312,800	363,800
	57	240,800	259,400	286,900	313,400	364,400
	58	241,100	259,800	287,500	314,100	364,900
	59	241,400	260,200	288,100	314,800	365,400
	60	241,700	260,500	288,800	315,400	365,900
	61	241,900	260,800	289,400	315,900	366,300
	62	242,200	261,200	290,000	316,400	
	63	242,500	261,600	290,600	317,000	
	64	242,700	261,900	291,200	317,600	
	65	242,900	262,200	291,700	318,200	
	66	243,200	262,500	292,200	318,600	
	67	243,500	262,800	292,700	319,100	
	68	243,700	263,100	293,200	319,600	
	69	243,900	263,300	293,700	319,900	
	70	244,200	263,600	294,200	320,400	
	71	244,500	263,900	294,600	320,900	
	72	244,800	264,100	295,000	321,300	
	73	244,900	264,300	295,400	321,500	
	74	245,200	264,600	295,800	321,800	
	75	245,600	264,900	296,100	322,000	
	76	245,800	265,100	296,500	322,300	
	77	245,900	265,300	297,000	322,600	
	78	246,100	265,600	297,400	322,900	
	79	246,500	265,900	297,800	323,200	
	80	246,800	266,100	298,300	323,400	
	81	246,900	266,300	298,600	323,600	
	82	247,200	266,600	299,100	323,900	
	83	247,400	266,900	299,600	324,200	
	84	247,700	267,100	300,100	324,500	
	85	247,900	267,300	300,400	324,700	
	86	248,100	267,500	300,900	325,000	
	87	248,400	267,800	301,400	325,300	
	88	248,700	268,100	301,700	325,600	
	89	248,900	268,400	302,100	325,800	
	90	249,200	268,500	302,600	326,100	
	91	249,500	268,800	303,100	326,400	

92	249,700	269,000	303,600	326,600
93	249,900	269,300	303,900	326,800
94	250,200	269,600	304,300	327,100
95	250,500	269,900	304,800	327,400
96	250,700	270,100	305,300	327,600
97	250,900	270,300	305,700	327,800
98	251,300	270,600	306,100	
99	251,600	270,800	306,400	
100	251,800	271,100	306,700	
101	252,000	271,300	307,000	
102	252,300	271,500	307,400	
103	252,600	271,800	307,700	
104	252,700	272,100	308,100	
105	252,900	272,300	308,400	
106		272,500	308,800	
107		272,800	309,200	
108		273,000	309,500	
109		273,300	309,700	
110		273,600	310,000	
111		273,900	310,400	
112		274,100	310,600	
113		274,300	310,800	
114		274,600	311,100	
115		274,800	311,400	
116		275,000	311,600	
117		275,300	311,800	
118		275,600	312,100	
119		275,900	312,400	
120		276,100	312,600	
121		276,300	312,800	
122		276,500	313,100	
123		276,800	313,400	
124		277,100	313,600	
125		277,300	313,800	
126		277,500	314,100	
127		277,800	314,400	
128		278,100	314,600	
129		278,300	314,800	
130		278,500		
131		278,800		
132		279,100		
133		279,300		
134		279,500		
135		279,800		
136		280,100		
137		280,300		

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額
		円	円	円	円	円
		199,500	210,700	229,300	250,600	282,100

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

初 任 給 基 準 表

職 種		学 歴	初 任 給
技師（運転技術）、技師（電話交換）、技師（巡視）、技師（機械操作）、技師（寮母、主事（事務補）、技師（庁務）、技師（甲板業務）、技師（調理）、技師（農場業務）、技師（看護補助）、技師（試験検査補助）及び技師（獣疫衛生）		高校卒	一級五号俸
技師（機械操作）、技師（甲板業務）及び技師（調理）のうち、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員		高校卒	一級十七号俸
		中学卒	一級五号俸

別表第四を次のように改める。

別表第四（第三条関係）

昇 格 時 号 俸 対 応 表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	51	31	32	23	18	101	55	58	65	
2	1	1	1	1	52	32	32	24	18	102	55	58	66	
3	1	1	1	1	53	33	33	25	19	103	55	59	67	
4	1	1	1	1	54	34	34	26	19	104	55	59	68	
5	1	1	1	1	55	35	35	27	20	105	55	59	69	
6	1	1	1	1	56	36	36	28	20	106		60	69	
7	1	1	1	1	57	37	37	29	21	107		60	70	
8	1	1	1	1	58	38	38	30	21	108		60	70	
9	1	1	1	1	59	39	39	31	22	109		61	71	
10	1	1	1	1	60	40	40	32	22	110		61	71	
11	1	1	1	1	61	41	41	33	23	111		61	72	
12	1	1	1	1	62	42	42	34	23	112		61	72	
13	1	1	1	1	63	43	43	35	24	113		62	72	
14	1	2	1	1	64	44	44	36	24	114		62	72	
15	1	3	1	1	65	45	45	37	25	115		62	72	
16	1	4	1	1	66	45	45	38	25	116		62	72	
17	1	5	1	1	67	45	46	39	25	117		63	72	
18	1	6	1	1	68	46	46	40	25	118		63	72	
19	1	7	1	1	69	46	47	41	26	119		63	72	
20	1	8	1	1	70	46	47	42	26	120		63	72	
21	1	9	1	1	71	47	48	43	26	121		63	72	
22	2	10	1	1	72	47	48	44	26	122		63	72	
23	3	11	1	2	73	47	49	45	27	123		63	72	
24	4	12	1	2	74	48	49	46	27	124		63	72	
25	5	13	1	3	75	48	49	47	27	125		63	72	
26	6	13	1	3	76	48	50	48	27	126		63	72	
27	7	14	1	4	77	49	50	49	28	127		63	72	
28	8	14	1	4	78	49	50	50	28	128		63	72	
29	9	15	1	5	79	49	51	51	28	129		63	72	
30	10	15	2	6	80	50	51	52	28	130		63		
31	11	16	3	7	81	50	51	53	28	131		63		
32	12	16	4	8	82	50	52	54	28	132		63		
33	13	17	5	9	83	51	52	55	29	133		63		
34	14	18	6	9	84	51	52	56	29	134		63		
35	15	19	7	10	85	51	53	57	29	135		63		
36	16	20	8	10	86	52	53	57	29	136		63		
37	17	21	9	11	87	52	53	58	29	137		63		
38	18	22	10	11	88	52	54	58	29					
39	19	23	11	12	89	52	54	59	30					
40	20	24	12	12	90	52	54	59	30					
41	21	25	13	13	91	53	55	60	30					
42	22	26	14	13	92	53	55	60	30					
43	23	27	15	14	93	53	55	61	30					
44	24	28	16	14	94	53	56	61	30					
45	25	29	17	15	95	53	56	62	31					
46	26	29	18	15	96	54	56	62	31					
47	27	30	19	16	97	54	57	63	31					
48	28	30	20	16	98	54	57	63						
49	29	31	21	17	99	54	57	64						
50	30	31	22	17	100	54	58	64						

備考 この表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

(号俸の切替え)

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において技能労務職員の給与に関する規程別表第一の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 前二項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表（附則第二項関係）

号俵の切替表

旧号俵	新 号 俵			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48

57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		

118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

○宮城県訓令申第四号

訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている文字	アルファベット順による小文字のアルファベット

る当該文字

六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

アラビア数字

七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

五十音順による片仮名

九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

アルファベット順による小文字のアルファベット

十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット

十二 漢数字（次に掲げるものを除く。）
1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの
2 熟語の一部として用いられているもの
3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの
4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）
5 一の項及び二の項に定めるもの

アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

十三 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

次

十四 右（文面上の位置又は方向を示すために用い

上記

られているものに限る。）		十五	上欄	
		十六	下欄	右欄
		十七	よう音に用いる「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」
		十八	促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
		十九	読点として表記する「・」	「・」
二 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。				
三 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。				
四 前三項の規定によることが適當でないとき、知事が別に定めるところによる。				
（委任）				
第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。				
附則				
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。				
告 示				
○宮城県告示第百七十四号				
告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。				
令和七年三月二十一日				
宮城県知事 村 井 嘉 浩				
告示の形式を左横書きに改正する告示				
（趣旨）				
第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。				
（形式の変更）				
第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。				

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。	
二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。	
2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。	
（用字及び用語の整理）	
第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。	
一章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六号表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七号表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八号表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

九	表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十	表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一	表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十二	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
十三	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十四	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十五	上欄	左欄
十六	中段	中欄
十七	下欄又は下段	右欄
十八	よう音に用いる「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」
十九	促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
二十	読点として表記する「・」	「・」

2 前項の表十三の項から十七の項までの規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。 3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から二十の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。（委任） 第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 この告示は、令和七年四月一日から施行する。	宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月二十一日 宮城県議会議長 高 橋 伸 二 ○宮城県議会規則第一号 宮城県議会議規則の一部を改正する規則 宮城県議会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を加える。 第百三条中「つ」を「っ」に改め、「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 宮城県議会議規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。 令和七年三月二十一日 宮城県議会議長 高 橋 伸 二 ○宮城県議会規則第二号 宮城県議会議規則の形式を左横書きに改正する規則 （趣旨） 第一条 この規則は、宮城県議会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）の規則の施行の際現に公布されている宮城県議会議規則の一部を改正する規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。
---	--

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章及び条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
五 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
六 上欄	左欄
七 下欄	右欄
八 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「ゃ」、「ゅ」又は「ょ」

九 促音に用いる「っ」又は「ツ」

それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第二号

情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和七年三月二十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例施行規程

（趣旨）

第一条 この規程は、情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例（令和七年宮城県条例第三号。以下「条例」という。）の規定により、議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをい

う。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会等に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別できるものに限り。）であつて、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限り。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて議長が定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納

付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第三条第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと議長が認める場合（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第四条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条 議会等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条 条例第四条第一項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条 条例第四条第五項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと議長が認める場合

合

（電磁的記録による縦覧等）

第十一条 議会等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載

した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十三条 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第十四条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等(条例第三条から第八条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

(委任)

第十五条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○宮城県議会訓令第第三号

宮城県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年宮城県議会訓令第第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条中「定める」を「掲げる」に改める。

第八条第八項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号中「」を削る。

様式第十号中「」を削る。

様式第十四号中「」を加える。

様式第十五号中「」を「」に改める。

様式第十六号中「」を削る。

様式第二十号中「」の下に「」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年三月二十四日)から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

教育委員会

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表（その一）を次のように改める。

別表（その1）（第3条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	給与条例第25条 に規定する職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級の9号俸以上	4級の49号俸以上		7級		
6級	7級			4級の48号俸以下	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級の9号俸以上 2級の49号俸以上	3級の8号俸以下 特2級の9号俸以上 2級の61号俸以上		2級			
4級	5級	特2級の8号俸以下 2級の37号俸から48号俸まで	特2級の8号俸以下 2級の45号俸から60号俸まで	3級		5級の5号俸以上	5級の13号俸以上	5級
3級	4級	2級の25号俸から36号俸まで 1級の89号俸以上	2級の33号俸から44号俸まで 1級の89号俸以上	2級の45号俸以上	1級	5級の4号俸以下 4級 3級の21号俸以上	5級の12号俸以下 4級 3級の21号俸以上	4級
2級	3級 2級の29号俸以上 1級の37号俸以上	2級の5号俸から24号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の17号俸から32号俸まで 1級の37号俸から88号俸まで	2級の5号俸から44号俸まで 1級の41号俸以上		3級の20号俸以下 2級の17号俸以上	3級の20号俸以下 2級の25号俸以上	3級 2級の17号俸以上
1級	2級 2級の28号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の36号俸以下	2級の16号俸以下 1級の36号俸以下	2級の4号俸以下 1級の40号俸以下		2級の16号俸以下 1級	2級の24号俸以下 1級	2級の16号俸以下 1級

別表（その二）中「特定業務等従事任期付職員（一歳以上の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の2の規定により採用された職員）及び任期付短時間勤務職員（任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二高校卒の項中「三十三号俸」を「十七号俸」に改め、同表中学卒の項中「二十一号俸」を「五号俸」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（給料号俸に関する特例）

2 臨時的に任用される職員のうち、職務の級が一級に決定された者であつて、採用の日の属する年度の前年度の末日において六十歳以上であるものの初任給の号俸については、改正後の宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則の規定により得られる号俸が二十二号俸を超える場合には、当分の間、二十二号俸とする。

（宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和二年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四（人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則）をここに公布する。
令和七年三月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則一四

人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、この規則を制定する。（趣旨）

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられて	五十音順による片仮名

四	号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による仮名
五	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
六	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七	表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
八	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
九	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十一	上欄	左欄
十二	下欄	右欄
十三	よう音に用いる「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」「ヨ」	それぞれ「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」「ヨ」

又は「ヨ」	又は「ヨ」
十四 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十五 「へき地」	「へき地」
十六 読点として表記する「・」	「・」

2 前項の表九の項から十二の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から七の項まで及び九の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―五―五十五

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「条例第十条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第二十二条第一項第二十号中「負傷し又は」を「負傷し若しくは」に改め、「その子の看護」の下に「又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に行われた条例第十条の第三第二項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）のうち、施行日を時間外勤務制限開始日とするものについては、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第十四条第一項中「時間外勤務制限開始日の前日まで」とあるのは、「施行日」とする。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

○人事委員会規則八一六―五十一

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第十三条第二項第二号中「条例第八条の第三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第二十條第一項第二十号中「負傷し又は」を「負傷し若しくは」に改め、「その子の看護」の下に「又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十條の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に行われた条例第八条の第三第二項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）のうち、施行日を時間外勤務制限開始日とするものについては、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第十二条第一項中「時間外勤務制限開始日の前日まで」とあるのは、「施行日」とする。

○宮城県人事委員会訓令第1号

人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月二十一日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条及び表の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

六 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字		五十音順による片仮名
七 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの		アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
八 上欄	左欄	
九 下欄	右欄	
十 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」	

二 前項の表八の項及び九の項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
三 第一項の表三の項から六の項まで及び十の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
四 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。 (委任)
第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。 附 則 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号 人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成七年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。 令和七年三月二十一日	
--	--

宮城県人事委員会 委員長 西 條 力	○人事委員会告示第二号 人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年人事委員会告示第九号（人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。 令和七年三月二十一日 宮城県人事委員会 委員長 西 條 力 一 二中（二十六）から（二十九）までを（二十七）から（三十）とし、（二十五）の次に次のように加える。 （二十六） 規則第八―五第二十二条第一項第二十号に規定する人事委員会が定める事由について定めること。 二 この告示の効力の発生する日 令和七年四月一日
-----------------------	---

宮城県人事委員会 委員長 西 條 力	○人事委員会告示第三号 人事委員会告示の形式を左横書きに改正する告示 人事委員会は、人事委員会告示の形式を左横書きに改正する告示について、次のとおり決定した。 令和七年三月二十一日 宮城県人事委員会 委員長 西 條 力 （趣旨） 第一条 この告示は、この告示の施行の際現に定められている告示（以下「既存告示」という。）の
-----------------------	---

形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
三 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

- 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）
- 5 一の項に定めるもの

- 2 第一項の表二の項から六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

労働委員会

宮城県労働委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十一日

宮城県労働委員会

会長 水 野 紀 子

○宮城県労働委員会規則第一号

宮城県労働委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

(用字の整理)

第三条 既存規則中漢数字をアラビア数字に改める。

- 2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県労働委員会訓令第1号

宮城県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために	アラビア数字

用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

六 漢数字（次に掲げるものを除く。）

1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの

2 熟語の一部として用いられているもの

3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの

4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）

5 一の項及び二の項に定めるもの

七 促音に用いる「っ」又は「ッ」

それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表三の項から五の項まで及び七の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適當でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。（委任）

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県労働委員会告示第二号

宮城県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十一日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

(用字の整理)

第三条 既存告示中漢数字をアラビア数字に改める。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。